

平成24年7月27日

報道関係各位



第3回 民主党・違法ドラッグWTでの意見陳述について

去る7月25日、民主党厚生労働部門において「第3回違法ドラッグWT」が開催され、日本薬剤師会（会長：児玉 孝）では、添付の資料に基づき、違法ハーブ、違法ドラッグ規制に対する意見を述べましたので、ご案内申し上げます。

お問合せ先：日本薬剤師会

副会長 藤垣 哲彦

（事務局担当：井上忠平）

電話 03-3353-1170

FAX 03-3353-6270

第3回 民主党・違法ドラッグWT

平成24年7月25日(水)

日本薬剤師会

日本薬剤師会及び都道府 県薬剤師会が行う啓発活動

- 啓発ポスターの掲示(薬局5万数千軒)
- メディアの活用(FM放送 等)
- フォーラムの開催(政令指定都市 等)
- 「薬と健康の週間」を活用した啓発(行政タイアップ)
- 「ダメ！絶対！運動」を活用した啓発
- 学校薬剤師活動(くすり教育の義務化)

日本薬剤師会の啓発活動

薬物乱用防止研修会

H3年度～
日本薬剤師会共催
文部科学省
厚生労働省
日本学校保健会
麻薬・覚せい剤乱用防止センター連携

H12～16年度
日本薬剤師会
学校薬剤師部会
主催

H19年度～
日本薬剤師会
学校薬剤師部会
主催

薬物乱用防止啓発活動(日本薬剤師会)

学校薬剤師

- (1)授業等へ講師として参画し、次の項目を中心として講義する。
① 喫煙防止 ② 飲酒の影響
③ シンナーの害
④ 覚せい剤・麻薬・大麻等の薬物乱用防止等
(2)次のような機会をとらえ、薬物乱用根絶運動に参加・協力する。
① 6.26ヤング街頭キャンペーン
② 国連支援募金

支部薬剤師会(学校薬剤師部会)

- ①市町村教育委員会、薬務主管部局、警察関係等と連携を図り、学校薬剤師の教育現場における薬物乱用防止啓発活動に対し資料を提供する等、環境整備に努める。
②薬物乱用根絶運動に協力するとともに、学校薬剤師への研修を実施する。

都道府県薬剤師会(学校薬剤師部会)

- ①都道府県教育委員会、薬務主管部局、警察関係等と連携を図り、学校薬剤師の教育現場における薬物乱用防止啓発活動を支援する。
②支部薬剤師会(学校薬剤師部会)が行う研修を支援する。
③講師となる学校薬剤師を支援する。

日本薬剤師会(学校薬剤師部会)

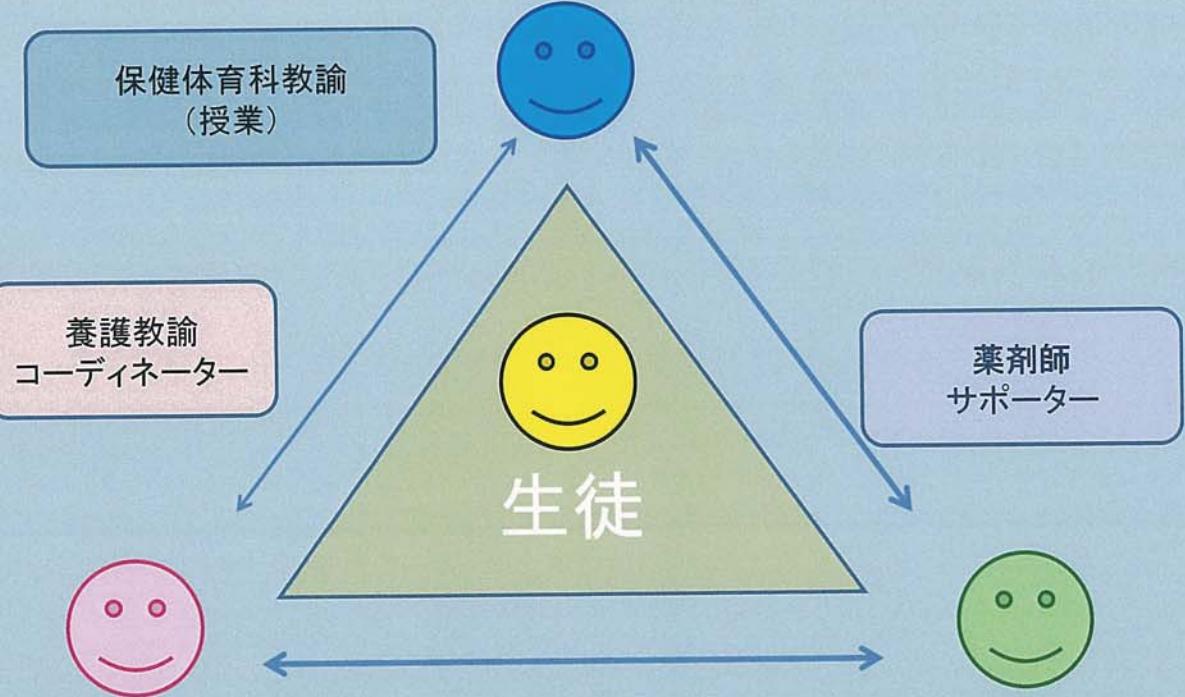
厚生労働省、文部科学省、(財)日本学校保健会、(財)麻薬・覚せい剤乱用防止センター等関係機関との連携を図り、学校薬剤師が薬物乱用防止啓発活動に積極的に参画できる環境を整備する。

学校で取り組むべき薬物乱用防止教育

“一次予防の重要性”

- ・非行歴のない健全な児童生徒に対する啓発活動

学校薬剤師が行うくすり教育



札幌薬剤師会の活動

よく知ろう!
薬の正しい知識と使い方。

あなたは 人間 ますめ ダメ。ゼッタイ。

第6回 社会貢献事業 薬物乱用防止 キャンペーン

「ひとつの命を大切にVol.6」

イベント 日時 2012年3月11日(日) 場所 サッポロファクトリー・アトリウム

主催 社団法人 札幌薬剤師会・AIR-G'FM北海道

特別協賛 株式会社 北海道日本ハムファイターズ 株式会社 北海道フットボールクラブ(コンサドーレ札幌)

共催/後援 北海道薬剤師会、函館市薬剤師会、札幌市薬剤師会、札幌市教育委員会、北海道教育廳本部、厚生労働省北海道厚生局薬剤取扱部
協賛/社団法人 札幌市医師会、札幌歯科医師会、北海道麻薬滥用防止協会、北海道医薬品卸売業協会、財団法人 北海道薬剤師会公衆衛生検査センター
北海道薬科大学、北海道医療大学
協 力/北海道札幌方面中央警察署、(社団法人札幌歯科医師会会員)札幌歯科学院専門学校

高橋 はるみ
北海道記者
森田 伸也
北海道日本ハムファイターズ

薬物乱用防止キャンペーンの
スポットを聴いてください

12.10・3.10 ON AIR
AIR FM 90.4MHz

ダメ。ゼッタイ。薬物乱用
法律で禁止されている薬物の一覧です。

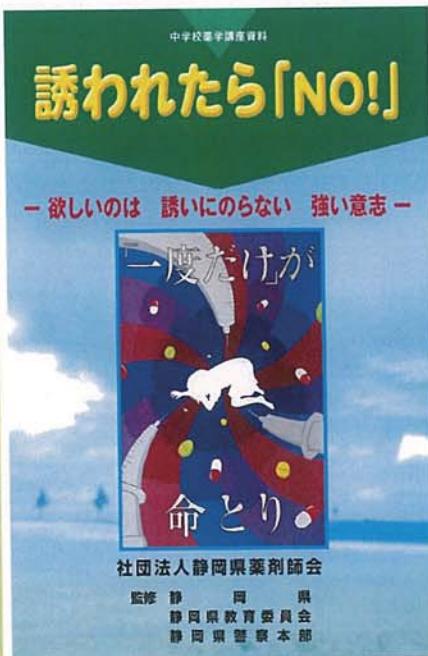
高橋一郎
札幌市議会議員
上田 文雄
札幌市長

静岡県薬剤師会での取組み

小学校



中学校



高等学校



北九州市薬剤師会の活動

セーラー服女子パネル(マグネット式)

薬物標本パネル



北九州市薬剤師会の活動

模造薬物見本

大麻 1鉢、ケシ3種1鉢



(社)大阪府薬剤師会 薬物乱用防止啓発事業 大麻撲滅キャンペーン

きっかけは

平成21年に大学生、芸能人の薬物乱用による逮捕報道が、次々とメディアを騒がせました。

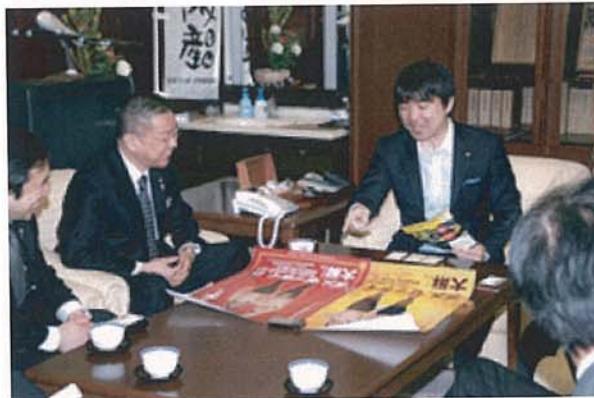
当会では、そんな社会情勢を憂慮し、「ダメ。ゼッタイ。大麻」の標題でポスターを作成し、大阪府内のすべての高校、専門学校、大学・短大、薬局へ配布しました。



2. ポスターの作成



3. よしもと芸人を起用したブログの立ち上げ



若年者の感性に訴えるアプローチが、多くの反響と支持をいただき、橋下府知事、平松市長からも激励を受けました。

平成23年度

昨年同様、「若年者と同じ目線での啓発」をキーワードとして、株式会社よしもとクリエイティブ・エージェンシーの協力の基、ブログ旅で活躍している稻垣早希さんを隊長に起用した「大麻撲滅キャンペーン」を実施。

事業内容

1. 「大麻撲滅キャンペーン隊」設立
隊長: 桜 稲垣 早希、隊員: つぼみ
※稻垣早希さんは平成22年度学園祭クイーン
2. ポスターの作成
桜 稲垣早希がエヴァンゲリヲンのネタで訴える「誘惑に負けるな！ダメ。ゼッタイ。大麻」を標題にポスターを作成。
府内すべての中学校、高校、専門学校、大学・短大、薬局に配布・掲示
※大阪市の協力の基、市営地下鉄主要22駅に掲示
※大阪府警の協力の基、府内すべての警察署、交番、駐在所に掲示
3. 大麻撲滅キャンペーンブログの継続
よしもと運営のラフプロを利用し、「誘惑に負けるな！大麻撲滅キャンペーン、発進」の標題で実施
※携帯電話からのアクセスを考慮し、ポスターにQRコードを掲載
4. ニコニコ動画で薬物乱用防止啓発教室の配信
つぼみのメンバーが生徒になり、薬物乱用防止啓発の教室風景をよしもと運営のニコニコ動画チャンネルにて配信

2. ポスターの作成



3. 大麻撲滅キャンペーン ブログ



4. ニコニコ動画で薬物乱用防止啓発教室の配信

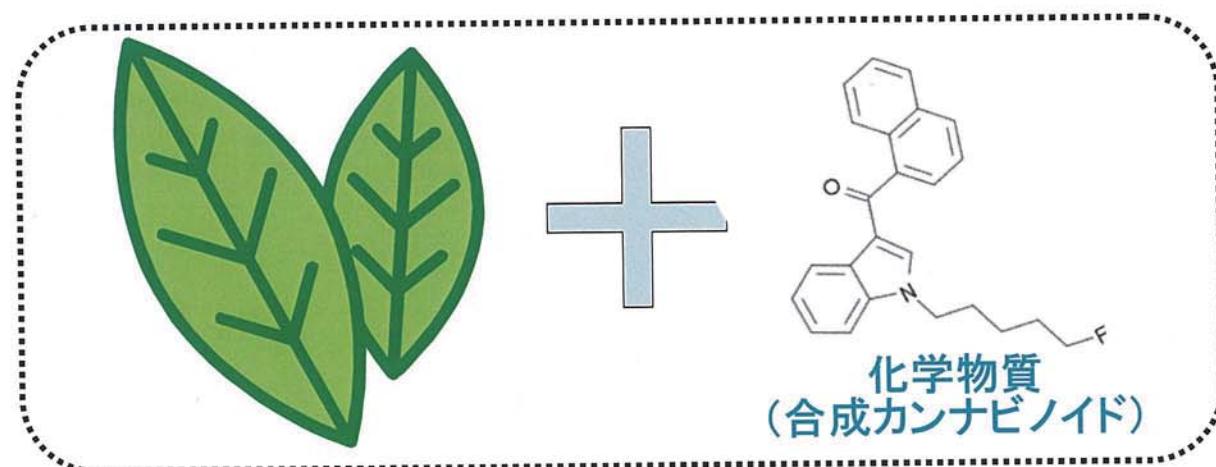


東京都における 違法(脱法)ドラッグ対策 (脱法ハーブを含む)

東京都薬剤師会

脱法ハーブ

- 乾燥植物に、大麻様の作用を持つ薬物(合成カンナビノイド)を混ぜこんだもの。



一般に販売されているハーブとは、含有成分等が全く異なる

ヘッドショップの看板



「HERB大幅値下」、「オリジナルGTハーブ」等、ハーブと記載された広告が目立つ。

19

ヘッドショップ店内の様子



植物系の他、液状のもの等、多数の脱法ドラッグが陳列されている。

20

東京都及び東京都薬剤師会が実施する普及啓発事業－その1

- 6. 26 麻薬乱用撲滅キャンペーン
- 薬物乱用防止標語・ポスターの募集
- 薬物乱用防止都民大会
- ホームページ
- 薬物乱用防止啓発DVD
「NO ! ドラッグー人生の分かれ道ー」
- 薬物乱用防止研修用資料の作成・活用

東京都及び東京都薬剤師会が実施する普及啓発事業－その2

- 学校における薬物乱用防止講習会の開催
- 小中高校生に対する「くすり教育」の一環として周知徹底
- 学校薬剤師活動での啓発・周知
- 薬と健康の週間におけるパンフレットの配布
- 都薬会員を対象に集合研修会の開催

11/25

- 都薬各地域支部開催の研修会での周知
- 薬局等店頭へのポスター掲示の検討

《薬剤師からのメッセージ》

薬物乱用ダメ ゼッタイ



薬剤師アート 高橋 薬用ちゃん(小4)

(社)東京都薬剤師会

違
×法ドラッグ

合法なんてない！



あなたの人生のために。
あなたの未来のために。

東京都福祉保健局



日本薬剤師会の今後の活動

- この夏、特に青少年が、違法ハーブを使用したりすることがないよう、
(1)「危険！違法ドラッグ使用厳禁」ポスターを全国5万薬局で掲示し、啓発
(2)学校薬剤師及び薬物乱用防止指導員による啓発(7月末の北海道での学校薬剤師会で全国に徹底)
(3)「危険！違法ドラッグ使用厳禁」の手渡しパンフレットの配布



日本薬剤師会の今後の活動

- 夏以降も、
(1)小・中・高校生に対する乱用防止教室
(2)若者が影響される媒体を使用した啓発
(3)薬剤師による販売店の情報提供

違法ハーブ、違法ドラッグ規制に対する意見①

1) 指定薬物の指定の円滑化、及び指定の在り方の見直し

- ① 違法ハーブ、違法ドラッグの「いたちごっこを止めることが重要である。そのためには、特定の化合物の指定手続きを簡素化、合理化(指定以前の予防的、暫定的規制の検討)し、機動的な規制を図る必要がある。
- ② 違法ハーブ、違法ドラッグの成分と、その化合物の構造の基本骨格が同一で、構造の一部のみが異なる近似化合物(誘導体)を包含として指定できるような仕方を検討すべきである。
- ③ 少なくとも、「人体摂取や吸引を目的としたものではない」との記載があったり、「人体への作用」の記載がない場合であっても、既指定の薬物と化学構造が近似している薬物を含有する製品については、速やかに規制を可能とする制度を検討すべきである。

違法ハーブ、違法ドラッグ規制に対する意見②

2) 「無承認無許可医薬品」としての薬事法の厳格な適用

厚労省は本年6月の9物質の指定に当たり、監視指導・麻薬対策課長通知において、「当該製品については、現時点ではお香として観賞用として使用されていることは確認されていないことから、事実上人体への接取を目的としており、平成24年6月30日までの間(注:指定するまでの間)は、その使用目的も如何にかかわらず、無承認無許可医薬品と判断され得ると考える。」としている。

すなわち、指定薬物の指定以前においても、広告、販売の状況によっては、薬事法違反としての摘発が可能な場合もあるとの考え方であり、積極的な薬事法の適用をすべきである。

違法ハーブ、違法ドラッグ規制に対する意見③

3) インターネットの違法ドラッグの広告、販売規制の徹底

インターネットにおける違法ハーブ、違法ドラッグの販売サイトの広告は、極めて悪質、巧妙であり、目に余るものがある。その内容からみて、上記2)の通り、指定薬物の指定以前であっても、無承認無許可医薬品の販売、広告違反に該当するのではないかと考える。

人の生命、健康に害を与えるおそれのある薬物の違反広告に対する薬事法の厳正な適用をすべきである。

また、これらの宣伝広告、販売の場を提供するするインターネット業者の責任、規制の在り方についても検討すべきである。



公益社団法人
日本薬剤師会

Japan Pharmaceutical Association